

自動車運送事業者に係る安全マネジメントに関する目標

- ①輸送安全に関する経営の責任の責務に努める
- ②輸送安全に関する責任ある組織体制を構築する
- ③輸送安全に関する基本的な方針を定めて全従業員に周知する
- ④輸送安全に関する基本的な方針を実現する為の目標及び目標を達成する為の計画を作成する
- ⑤輸送安全に関する計画の実行
- ⑥輸送安全に関する情報を社内で共有し伝達する
- ⑦事故、災害時に関する報告連絡体制を構築する
- ⑧輸送安全に関する教育、研修の実施
- ⑨輸送安全に関する安全マネジメントの実施状況の確認と改善措置の実施
- ⑩輸送安全に関する安全マネジメントの実施状況の記録と記録の保管

自動車運送事業が公表すべき輸送の安全に係る事業

- ①毎事業年度100日以内に公表する事項
 - ・輸送の安全に関する基本的な方針
 - ・輸送安全に関する基本的な方針を実現する為の目標及び目標達成状況
 - ・自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
(総件数及び事故類型別の事故件数)
- ②輸送の安全に関する行政処分を受けたときは、遅滞なく、該当行政処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を適切は方法により公表する

自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行う為に講じるべき措置

- ①自動車運送事業者は、従業員に対する指導監督を効果的かつ適切にする為の下記必要な措置を実施する
 - ・輸送の安全に関する基本的な方針の策定及び従業員への周知
 - ・輸送の安全に関する具体的な目標の設定及び適切な措置の実施
 - ・従業員に対する教育及び研修の実施
 - ・適切な情報伝達のための措置の実施